

## 平成26年 9月 定例会（第3回）会議録（抜粋）

◆15番（真船和子君） 皆様、おはようございます。公明党を代表いたしまして、通告順に従い、一般質問いたします。

昨今、人口減少社会の深刻さについて報道各紙が取り上げております。去る5月29日に開かれた公明党人口減少問題対策本部において、東京大学公共政策大学院の増田寛也客員教授が、人口減少社会の設計図をテーマに講演を行いました。我が国ではもはや人口減少は避けて通れない。しかし、人口急減社会だけは英知を集めて避け、成熟社会に移行させる必要があると強調しております。人口減少が加速する要因として、第1に20歳から30歳代の若年女性が減少すること、第2に首都東京への人口一極集中にあることと大きく2つに分けております。全国1,800の市町村の49.8%に当たる896の自治体において、2010年と2040年を比較したときに、若年女性が約半数以下になるとの人口推計を発表いたしました。対策は早ければ早いほうが効果的であり、危機感を持った意識改革が不可欠となると警鐘を鳴らしております。

そこで私は、平成24年習志野市人口推計調査より、習志野市の20歳から30歳代の若年女性の人口推計を調べてみました。平成26年現在と、人口推計調査最終年度である平成53年を比較しますと、約4,400人減少いたします。15歳から65歳の労働人口では約1万7,000人の減少であり、65歳以上の高齢人口は約9,470人増という数字から、緩やかではありますが、子どもを出産できる若年女性、そして労働人口が減少し高齢者の数がふえていくことが見えてまいります。今後は、行政サービスを維持し、地域を活性化していくにはどのようにすればよいのかということが真正面から問われてまいります。

そうした人口減少と高齢化が進む中、私は地域の共生を支える民間団体の役割がますます大きくなっていくものと考えております。地域包括ケアシステムは、医療や介護などの公助や共助の体制整備とともに、自助や互助の体制強化を構築し、地域住民の新しいきずなを形成していく活動が大切になってまいります。人口減少・高齢化に負けない地域社会をNPOや市民団体などと連携し、住民参加で築いていく必要があると考えます。

このようなことを視野に入れ、子育て支援、就労支援を初めとする女性や若者が生き生きと活躍できる社会環境整備の支援、医療・福祉の充実、高齢者施策、地域活性化など、未来を見据えての多岐にわたる政策の実行が求められております。

政府は9月3日、安倍総理を本部長とする「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げ、対策に本腰を入れ始めました。自治体にも相応の覚悟と努力が求められていきます。

そこで、質問をいたします。

初めに、魅力ある地域づくりについて。

人口減少・超高齢化社会への対応について、市長の見解を求めます。

2点目、子育て支援について。

子ども・子育て支援新制度の着実な推進について。説明会の状況と課題について。利用者支援事業の取り組みについて。待機児童対策について、平成29年度までに待機児童ゼロとする取り組みについて。新制度における放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室の取り組みについて。

次に、産後ケア対策の推進について。

3点目、地域課題について。

東習志野地域の学区変更について。

あたご橋交差点の安全対策について。現状と今後の対応についてお伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

◎市長(宮本泰介君) おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

それでは、真船議員の御質問にお答えしてまいります。大きな2番目の子育て支援に関する御質問のうち、(1)子ども・子育て支援新制度の④番、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室の取り組みについての御質問と、及び大きな3番目の地域課題の中で(1)東習志野地域の学区変更については、教育長がお答えいたします。

それでは、大きな1番目、魅力ある地域づくりについて、人口減少・超高齢化社会への対応についてお答えいたします。

本年6月に発表された日本創成会議・人口減少問題検討分科会によります提言「ストップ少子化・地方元気戦略」は、30年後には人口が1万人を切る自治体が523にも上るとの内容から、日本全国の自治体に大きな衝撃が走りました。

本市におきましては、平成25年に実施いたしました人口推計の結果によりますと、平成31年の17万3,628人をピークにいたしまして、その後緩やかな減少傾向に転じます。そして、推計の最終年であります平成53年では16万68人となるものの、人口規模は16万人台を維持いたします。一方、人口構成に目を転じてみますと、総人口に対する生産年齢人口の占める割合が減少する中で、老年人口、特に75歳以上の人口割合が増加することから、社会保障関係費の増大、税収減などが予想されております。

このような将来を見据えたまちづくりにおいては、2つのポイントがあると考えております。

1つ目は、生産年齢人口の維持ということであります。具体的には、新しい市街地の形成による流入人口の確保、各種子育て・子育て支援策やこども園整備計画の着実な推進に取り組むことあります。中でも、真船議員初めといたします公明党の皆さんから御要望と御支援をいただいております子どもの医療費等助成制度の通院対象年齢を、27年8月をめどに中学校3年生まで拡大することは、若い世代の生活を経済的な面から支え、さらに女性の活躍を促進する手段として有効であると考えております。この制度の拡大によりまして、若い世代が夢と希望を持ち、地域競争に負けない居住地としての習志野の魅力をより積極的かつ効果的に発信し、住んでみたい、住み続けたいまちとして一層アピールしてまいります。さらには、老年人口の増加を見据え、高齢者を初めとした全世代を通じた健康づくりなども強化すべき施策であると認識しております。

2つ目は、人口減少時代への着実な対応ということであります。人口減少にはさまざまな要因が複合的に関係しておりますことから、状況に係る対応を図っていく必要があります。そのためには、公共施設の機能転換や有効活用、時代に合った施設の配置の検討、個々の地域課題の解決に向けた新しい形の公共サービスのあり方の構築などを課題と捉え、人口構成の変化に対する対応策を講じていかななくてはなりません。容易に乗り越えることのできる課題ではありませんが、習志野市の未来に向けて、私自身さらなる努力を重ねるとともに、市民と行政が一体となり、まちづくりを進めてまいります。

続きまして、大きな2番目、子育て支援についての(1)子ども・子育て支援新制度の着実な推進

について、①説明会の状況と課題についてお答えいたします。

平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度におきましては、保育所・幼稚園・こども園における入所・入園の申請手続や保育料など、就学前の子どもを持つ保護者へ直接かかわりのある仕組みについて変更が生じますことから、その十分な周知が必要であります。

そこで、今年8月の土曜日、日曜日に市内公民館などの公共施設におきまして10回の市民説明会を実施し、また、8月から9月にかけては全ての公立幼稚園・保育所・こども園及び市の呼びかけに応じ要望のあった私立施設におきまして、現在在籍している子どもの保護者と、これから入園等を検討している保護者を対象に、説明会を実施いたしました。この説明会では、新制度の概要から必要となる手続の内容と時期、さらには現在検討しております保育料の改定案について説明を行い、参加状況は市民説明会では676名が、保護者説明会では852名の皆さんが、合計で1,528名の方々に新制度について説明する機会を頂戴できました。一定の成果を得られたものと認識しております。今後につきましても引き続き広報紙や市のホームページにおきまして、実際の申請手続に使用する様式や制度の詳細な運用方法などをできるだけ速やかに、かつわかりやすく情報提供することに努めてまいります。

続きまして、新制度施行へ向けました課題についてであります。保育料の設定と事業・施設の認可・確認制度が課題となっております。これらについては引き続き検討を要する部分が残っておりますが、保護者や事業者へできるだけ早期に提示する必要があると、喫緊の課題となっております。いまだ多くの課題を抱えている状況ではありますが、新制度への円滑な移行に向け、遺漏のないよう準備に努めてまいります。

次に、②利用者支援事業の取り組みにつきましてお答えいたします。

本市は、利用者支援事業といたしまして、新制度に先駆けて本年7月15日より、子ども及びその保護者または妊娠中の方が子育てにかかわる支援を円滑に利用できることを目的に、子育て支援コンシェルジュ2名を東習志野こども園こどもセンターに配置いたしました。この子育て支援コンシェルジュはこどもセンターに勤務し、9こま9時間45分の養成講座を修了した職員であります。保育所・幼稚園等の入所・入園だけではなく、広く子どもや子育てに係る制度やサービスを御案内し、必要に応じて関係機関につなぐお手伝いもしております。

周知の方法としては、広報習志野7月15日号での特集や、8月15日号の子ども・子育て支援新制度Q&A、市ホームページやツイッターの掲載を初め、こども部の窓口、各こどもセンターやきらっ子ルームにチラシを置いたり、保育所・幼稚園・こども園の在所・在園児の保護者及び市民等を対象とした新制度説明会においても紹介するなど、広く周知を図っております。

また、活動状況といたしましては、こどもセンターの開設日時と同じ月曜日から土曜日の午前9時から午後4時まで相談を受け付けております。開設から8月末までの相談件数は11件でありまして、内容は、保育所の入所に関すること、育児一般、子どもに係る制度・サービスなど多岐にわたる相談を受けております。今後も積極的に周知を行うとともに、事業の検証を行いまして、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けまして、各こどもセンター、きらっ子ルームに子育て支援コンシェルジュを配置していく予定であります。

続きまして、待機児童対策について、平成29年度までに待機児童ゼロとする取り組みにつきましてお答えいたします。

平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度では、その目的の一つとして、保育の量的拡大・確保を図り、子育てしやすく、働きやすい社会をつくることとしております。また、新制度に先駆けまして、国は平成26年度から保育緊急確保事業を打ち出しております。本市におきましても、この補助事業を活用することにより、現在、奏の杜地域に定員120人の(仮称)アスク奏の杜第2保育園を誘致し、平成27年4月の開園を目指しております。

さらに、同年10月には同地域に同規模の認可保育所(仮称)キッズガーデン奏の杜園を誘致いたします。現在、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、子ども・子育て支援事業計画の策定に着手しておりますが、この計画では、保育需要量の見込みを出し、この需要量に対する確保方を定めてまいります。平成25年2月に実施したニーズ調査の結果をもとに、国が定める需要量の算出方法に従って得た保育需要量の見込みにつきましては、ゼロ歳児で約300人、1・2歳児で約1,000人、4・5歳児で約1,700人、合計3,000人の保育需要が見込まれております。習志野市の認可保育所の定員は、平成26年4月現在、こども園を含めまして1,811人であり、現状より1,000人を超える受け皿が必要となります。

そこで、現在既に着手しております奏の杜地域の2つの保育所の誘致のほか、菊田保育所の建てかえによります(仮称)谷津第二保育園、津田沼にあります国有地を活用いたしました認可保育所、さらには仲よし幼稚園跡地に建設予定のマンション内での認可保育所の誘致を予定しております。加えまして、こども園整備と既存市立幼稚園・保育所再編計画第2期計画によります市立幼稚園の幼保園化及びこども園の整備などによりまして、約900人の受け皿の拡大を予定しております。このほか、既存市立保育所の定員の見直しや、ゼロ歳児から2歳児を対象といたしました小規模保育事業の誘致も含め、子ども・子育て支援事業計画の中間年である平成29年度までに、保育の受け皿の確保について集中的に取り組み、計画期間中に待機児童が解消できるよう努めてまいります。

次の④番、新制度における放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室の取り組みについては教育長が答弁いたします。

続きまして、(2)産後ケア対策の推進についてお答えいたします。

近年、核家族化が進む中、産後の心身の健康を回復していくために重要な時期に、近親者等の援助を受けられず、子育てへの不安や負担を抱えながら孤独に育児を行っている家庭が増加しております。子どもが健やかに成長するためには、保護者の気持ちに寄り添う支援と適切な育児環境が必要であることから、本市では従来、母子保健事業といたしまして、妊娠期の母子健康手帳の交付時から全ての妊婦を対象に、個別の面談を行いまして、状況に応じて地区担当保健師が面接や家庭訪問を行ってまいりました。

また、産後におきましても、助産師などによる新生児訪問と母子保健推進員による生後2カ月の乳児訪問、いわゆるこんにちは赤ちゃん事業を毎年、全ての対象者に対して行っております。行ってきました。今も行っております。これらの保健活動の中で特に支援が必要と思われる家庭に対しては、虐待の未然防止という視点も含め、重点的、継続的に支援を行う養育支援家庭訪問事業につなげたり、医療機関等と個別にケース連絡を行うことによりまして、親子の生活を円滑に送ることができるよう支援を行っております。

また、子育て支援施策といたしましては、平成18年度よりファミリー・サポート・センター事業にお

きまして、妊娠中から産前産後の体調不良の家庭に対しまして、家事支援事業を市独自の事業として実施しております。

本市といたしましては、今後も引き続き、母子保健と子育て支援等の関係部署が連携し、個々の状況に応じた産後ケア対策の推進を図るとともに、産後ケア事業に関する他市の状況等を調査・研究してまいります。

大きな3番目の地域課題に関する御質問のうち、(1)東習志野地域の学区変更については教育長がお答えいたします。

続いて、大きな3番目、地域課題についての(2)、最後でございますが、あたご橋交差点の安全対策について、現状と今後の対応についてお答えいたします。

御質問の件につきましては以前から御指摘をいただいておりますことから、抜本的な交差点の改良について検討を行ってまいりました。検討内容としましては、現在の変則五差路を一般的な十字路の交差点に改良する必要がある、その場合の課題を整理するため、検討図面の作成を行ってまいりました。この中で、現状のマラソン道路北側道路、マラソン道路の北側の道路を一部閉鎖する案を検討しておりますが、これを実施する上では、マラソン道路との新たな交差点位置と形状や閉鎖部の道路用地の扱いについて十分精査を加える必要があります。加えて、道路に埋設されているガス、上水道、下水道の取り扱い、交通動線の変化によります周辺宅地への影響など多くの課題を整理する必要がありますことから、今しばらく検討期間を要するものと考えております。また、現在、マラソン道路北側の道路に接している日立製作所の文化体育館跡地における開発計画の事前相談があったことから、周辺の開発動向も踏まえつつ、あたご橋付近の安全対策につきまして、関係機関と協議を行ってまいります。

以上、私からの1回目の答弁とさせていただきます。

◎教育長(植松榮人君) それでは、真船議員からの一般質問になります、子育て支援について、子ども・子育て支援新制度の着実な推進についてのうちの④番、新制度における放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室の取り組みについてという御質問にお答えをいたします。

子育て支援における新制度につきましては、未来の希望である子どもたちの健やかな成長を「みんなのやさしさで支えるまち、習志野」を目指す上で、教育委員会といたしましても重要な施策の一つとして捉えております。

そこで、本市の放課後児童健全育成事業であります放課後児童会の運営につきましては、子ども・子育て支援整備法の制定により児童福祉法が改正されたことに伴い、本定例会におきまして、放課後児童健全育成事業条例の制定につき議案を御審議をいただいているところであります。

また、子ども・子育て支援法においては、平成27年度から平成31年度までの5年間で1期計画とする子ども・子育て支援事業計画を作成することとされており、その計画に本市の放課後児童健全育成事業の利用希望児童数の見込み並びにその確保方策の内容及び実施時期について定めることとしております。

なお、去る8月18日に開催をいたしました子ども・子育て会議において、利用希望児童数の見込みとその確保方策につきまして御協議をいただきました。平成27年度につきましては、新たに実籾小学校、東習志野小学校、秋津小学校のそれぞれ余裕教室1室を追加し、授業を実施する計画について、子ども・子育て会議委員の皆様から御了承をいただいたところであります。

次に、放課後子ども教室につきましては、全ての子どもたちを対象に、学校の余裕教室や体育館などを活用し、コーディネーターや地域のボランティアの協力を得て、学習支援や多様なプログラムの実施などを行うものであります。現在、本市としましては、放課後子ども教室の授業は実施をしておりませんが、7公民館並びに市民プラザ大久保において、子どもの安らげる居場所としての子ども広場事業を実施しております。

いずれにいたしましても、平成27年4月の新制度の施行に向けて、児童の安全・安心な放課後児童会の運営を引き続き実施をしてまいります。

次に、地域課題について、(1)になります、東習志野地域の学区変更についてという御質問にお答えをいたします。

東習志野小学校の通学区域においては、近隣の大型マンション等の開発により同校の児童数が増加し、推計上、平成30年度には普通教室の数が不足することが予想されております。そこで、教育委員会といたしましては、当該小学校PTA、地元連合町会長、ユトリシア住民理事会、販売不動産業者へ説明を進めてまいりました。その上で、通学区域審議会の答申を受け、さらに教育委員会会議の審議の結果、平成27年度から学区変更を含む対策の基本方針を策定いたしました。具体的には、東習志野2丁目18番の通学区域の一部であるユトリシア壱、弐、参、四番街については実花小学校を選択できる弾力化通学区域といたします。また、今後入居予定のユトリシア五番街については、実花小学校区に指定校を変更して、児童増へ対応してまいります。

なお、指定校の変更に伴って、平成27年4月1日より、学校が通学路を指定することになります。今回の通学指定校の変更に当たっては、通学区域審議会において通学路の安全確保が強く求められ、さまざまな御意見をいただきました。そこで、ユトリシアから実花小学校への通学路は、ユトリシア北側マラソン道路出入り口からあたご橋の陸道橋を渡り、押しボタン式の信号機がある横断歩道を渡る経路を指定させていただく予定であります。通学路の安全確保につきましては、ボランティアの方々の見守りを今後とも継続するとともに、関係機関とも連携し、児童の安全確保により一層努めてまいります。

以上、1回目の答弁といたします。

◆15番(真船和子君) はい。市長、教育長、御答弁ありがとうございました。

通告順に従いまして、随時、再質問をさせていただきます。

1点目の市長のほうから魅力ある地域づくりについて見解をいただいたところでございます。

端的に、ちょっと一部紹介したい記事がありますので、紹介させていただきます。某新聞の声の欄に女子中学生からのこのような記事が載っておりました。「少子化対策、新内閣に期待する。首相を除く18閣僚のうち5人が女性閣僚で、これは過去最多に並ぶとのこと。私は新しい内閣が少子化対策など、子どもの問題に真剣に取り組んでくれることを期待します。日本では、今でも女性が社会で活躍していますが、出産などで仕事を離れた後の社会復帰は厳しいのが現状です。もし仕事を続けられても、家事や育児で女性の負担が大きく、仕事か家庭かを選ばなくてはならない場合も出てくるでしょう。女性の社会参加が制限されることが少子化の原因の一つだと思います。将来の日本を支えていくのは私たち子どもの世代です。社会に出てお金を稼ぎ、税金を納め、日本を動かしていきます。今、一生懸命働く大人も、そのときになれば、私たちの世代が納める税金などのお世話になることでしょう。高齢化が大きな問題として取り上げられていますが、子どもの問

題にももっと目を向けてください。少子化、行政改革の担当相に女性が起用されたことで、女性目線の少子化対策が活発になることを願います」。こういう記事にちょっと私も目をとめました。いよいよこれから、この子どもたちが将来を担っていく、新しい女性が活躍推進していく、そういう時代が来るものと確信をしております。

そういった中で、地域の中で真面目に生活をして、そして一生懸命働いている、そういう方々の生の声にこそ民意があります。公明党は、まさにそうした方々の声を政策の源泉にしながら、幅広い民意を政治に反映し、合意形成に力を尽くしております。

そうした中で、この市長が第1に挙げました子育て施策でございますが、しっかり過去の経緯を踏みながら取り組んでまいりました。これからもさらにこの少子化対策を全面的に展開していく必要があると私は考えております。そういった中で、女性が活躍できる場、そして若者が就労できる場、これを十分環境整備を整えていただきまして、魅力ある地域づくりを進めていただくことを、市長を筆頭に、また関係部局に要望していきたい、そのように思っております。平成27年度4月からのさまざまな制度改革の中でしっかり取り組んでいただけますことを要望とさせていただきます。

次に、子ども・子育て支援制度の着実な推進について再質問をさせていただきます。

まず、説明会の状況と課題について伺います。私も8月9日、実花公民館で行われました説明会に参加させていただきました。多くの保護者の方が参加されていたようにお見受けいたします。こうした中で、さまざまな質問も出ていたかと思えますけれども、私立施設に通われております保護者の方への説明はどのように行われているのかお尋ねいたします。

◎こども部長(早瀬登美雄君) はい。7月から実施いたしました市民説明会に先立ちまして、各私立幼稚園・保育園に伺い、説明会の資料をお渡しし、その内容についてお伝えをいたしました。その上で、市による保護者の皆様への説明について御要望に応じて実施すると申し出ましたところ、アスクかなでのもり保育園より依頼があり、9月6日に保護者説明会を実施いたしました。私立幼稚園におかれましては、平成27年度4月の新制度移行につきまして見合わせたいとのお考えがあることから、保護者の皆様へは市からの説明ではなく、各幼稚園から新制度の概要と各園の平成27年度の動向についてお伝えいただくこととして確認をしております。このほか、私立保育園3園につきましては、現在保育園に在籍されている保護者の皆様も新制度への手続に御協力をいただきますことから、平成27年度新規入所児童の申し込み時期に合わせ、再度御説明の機会をいただけるよう調整をしております。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。先ほど市長の御答弁の中にありました、喫緊の課題として保育料の設定がありますということでございましたけれども、これはいつごろ決定をして皆様に周知されていかれるのかお尋ねいたします。

◎こども部長(早瀬登美雄君) はい。新制度におきまして保護者の皆様に最も影響がありますのが保育料の変更となります。保育所の保育料につきましては、これまで所得税の額による応能負担から、市町村民税の額による応能負担に変わります。国が定めます保育料の限度額につきましては、これまで所得税額での階層をそのままスライドし、保護者負担額に変動がないような設定をしております。このことから、本市が定めます保育料につきましても、基本的にこれまでの所得税額による基準額表を市町村民税額による基準額表にスライドをさせ、保護者の皆様への影響を極力抑える設定としてまいりたいと検討しております。

一方、幼稚園の保育料につきましては、新制度において、これまでの一律の保育料から市町村民税の額による応能負担となり、さらに基本保育料については、新制度に参入する幼稚園は、市立、私立の基本保育料が同額となります。市立幼稚園の保育料につきましては、非常に大きな改定となりますことから、周知期間の必要性の観点から、現在の9,800円の保育料を下回る方を除き、2年間据え置きとしてまいりたいと考えております。

保育料の決定時期といたしましては、教育・保育に係る経費の給付費として公費が充てられる仕組みとなっておりますことから、国の来年度の予算編成にあわせ、本市の保育料についても3月議会に上程をさせていただき、決定することとなります。

なお、保育料の周知につきましては、幼稚園の入園募集が10月から、保育所の入園申し込みは12月から始まることから、それぞれの申し込み時期には保育料の案を御提示する必要があると認識をしております。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。新制度に参入する幼稚園におきましては、市立幼稚園の保育料について大きな改定があるということでおりましたけれども、配慮の末、9,800円の保育料を2年間据え置いていきたいという御答弁をいただきました。これはちょっと聞きませぬけれども、どのくらいのお子様たちが、この保育料改定による影響を受けるのかということにつきまして、また後ほど調べておいていただきたいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

この新制度におきましては、なかなかまだまだ十分、説明会に参加されてる方は少ない現状にあるのかなと思います。来られない方もいらっしゃると思います。横浜市では、この新制度に関する一般的な質問に対しまして、新制度専門ダイヤルを設置をいたしまして、丁寧な説明に対応されているということがございます。市の規模が違いますので、一律にとは申しませぬけれども、こども部の政策課のほうで対応しているということをお聞きしております。どうか懇切丁寧に、このダイヤルに直つなされるような対応をしていただきたいということを要望させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、利用者支援事業について確認をいたします。今議会におきまして、この利用者支援事業につきましては御説明がございました。再度、この利用者支援事業について内容の確認、本市が考えている、再度確認をさせていただきたい点がございます。

子ども・子育て支援法に規定されました利用者支援は、子育て家庭にとって身近な場所で提供することが求められております。これは十分承知していらっしゃると思いますが、親子が集まる育児サークルなどに出向き、積極的に間口を広げつつ、相談に応じるアウトリーチ型支援が必要とされております。中央の役所に設置するものではなく、より利用者、親子の近くに行くということが大切であるというふうには私自身、理解をしております。そういった観点から、まずは最初に、この東習志野こども園のこどもセンター、こちらに設置をし、検証し、そして多くの地域へとこれから広げていきたいということだと、私認識しております。一部、ちょっと中央のほうになぜ設置しないのかというような声も聞いておりますので、そうではない、その意味について、この重要性について御説明をお願いいたします。

◎こども部長(早瀬登美雄君) はい。利用者支援事業に取り組む基本的な考え方としてお答えをさせていただきます。

習志野市は、全国の中でも早い時期にこども園を創設し、子ども施策に係る窓口の一本化を図



ってまいりました。母子手帳交付時点から、各種相談、子育て支援事業等の手続、さらに保育所や幼稚園施設の紹介と入園の受け付けなど、それぞれ御家庭に応じた支援を実施してまいりました。このことにより、市民の利便性の向上だけではなく、リスクを持つ保護者と子どもの総合的支援が早期の段階で可能となりました。子ども・子育て支援新制度において新たに位置づけられました利用者支援事業は、地域の身近な場所で、知りたい情報を知ることができ、相談したいときに気軽に相談できることにより、さらなる利用者の利便性の向上と支援の充実を図ろうとするものであります。

複雑化する社会情勢の中で、子どもを取り巻く環境はさまざまであり、状況によっては適正で素早い支援が必要になることもあります。このような個別の実情に応じたきめ細やかな子育て支援の実現のために、平成27年度より子育て支援課を所管として、こどもセンター、きらっ子ルームに子育て支援コンシェルジュを配置し、地域における子育て支援の窓口として、利用者支援事業に取り組んでまいります。

利用者支援事業内容等につきましては、本年7月より実施をしております東習志野こども園こどもセンターでの取り組みを検証し、連携体制等も含め整備をしてまいります。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。利用者、親子の方々に対する利用者支援事業は、垣根を低くして、誰でも相談に来れるという体制の整備に努力していただきたいことを要望させていただきます。

次に、待機児童対策について再質問させていただきます。

初めに、待機児童の現状についてお伺いいたします。

◎こども部長(早瀬登美雄君) はい。待機児童の現状についてお答えをいたします。

平成26年4月は72人であり、直近の8月の待機児童数は51人となっております。待機児童数につきましては、年度開始後、一旦減少の傾向を示すものの、その後年度末に向けて再び増加していく傾向でございます。これは、年度当初に入所できなかった場合に、育児休業を延長される方や認可外保育施設を利用される方がいるため、一時的に減少するものと考えております。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。29年度までに何としても待機児をゼロにしながら、働くお母様たち、またさまざまな形で保育を希望されている保護者様に対して、しっかり対応していただきたいと思っております。

私は、ことしの3月議会で、保育所の臨時的任用職員の待遇改善について質問させていただいております。実は、これは3月議会だけではなく、以前からも質問してきたところでございますが、臨時的任用職員が3月時点で足りずに、習志野市市立の保育所、公立の保育所に定員枠はある、施設はそろっているけれども保育士の確保ができなかったということで子どもたちを預かることができなかった、そういうことがあったと思います。その当時、何名の職員が足りなかったのでしょうか、お尋ねいたします。

◎こども部長(早瀬登美雄君) はい。お尋ねの、本市の保育所において4月1日時点で保育士は不足していたのかということにお答えをさせていただきます。

本市の保育所及びこども園におきます保育士の必要数は301名でございます。これに対しまして、4月1日時点で284名となっており、17名の保育士が不足しておりました。本市といたしまして

は、早急に保育士不足を解消すべく、あらゆる手段で保育士の確保に努めているところでございます。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。この17名の職員が足りないということで、お子様に影響を与えたわけでございます。そういうことの経緯からも含めまして、いち早く保育士確保に向けての待遇改善を求めてまいりました。その当時の総務部長の御答弁におきましては、保育士の確保策として継続性と離職率を下げるために当然のことながら臨時的任用職員の待遇改善、これが必要だと認識している、早い時期に対応してまいりたいと御答弁をいただいております。いよいよ来年の4月に向け、また子どもたちに影響が出ないように、いち早く保育士確保策に取り組んでいただきたい、そういう思いでございます。その後の進捗状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

◎総務部長(若林一敏君) はい。臨時的任用職員の待遇改善ということでお答えをしたいと思います。

まず、先ほど真船議員がおっしゃったように、3月議会におきましても、その待遇改善については非常に大事だということで御答弁を申し上げた経過がございます。その上で、今年度につきましては、これまで近隣自治体の保育士等の対応策、改善策というような状況を参考に、こども部と協議を行ってきたという経過がございます。今後につきましては、より具体的な改善案を作成をいたしまして、関係部局と協議を行って、早急に来年度からの待遇改善ができるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。総務部長、平成27年4月から保育士の確保は、必ず待遇改善をして大丈夫だと言い切れませんか、お尋ねいたします。

◎総務部長(若林一敏君) はい。それに向けて努力してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。これ以上は伺いません。

子どもたちに影響が出るということがございます。保育士の確保は国でも今進めておりますけれども、どの新聞の記事を見ましても、保育士が足りない、そういう中で保育士の確保に最善を尽くすべきである、一番早くここに取り組む必要があると言われております。これは待ったなしの課題でございます。市長、ぜひこの改善に向けて、財政の面もありますでしょう、また8月に出されました人事院勧告の問題もございまして、ここに英知を結集していち早く取り組んでいただき、財源をつけていただきたいと思いますので、要望させていただきます。

次に、この確保策の対応につきまして、こども園整備と既存市立幼稚園・保育所再編計画第2期計画による実花幼稚園の幼保化が取り上げられております。この実花幼稚園の私立化について、今後のスケジュールをお伺いいたします。

◎こども部長(早瀬登美雄君) はい。市立実花幼稚園の私立化について、お答えをさせていただきます。

平成25年12月に策定しました習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第2期計画では、御質問の市立実花幼稚園と市立つくし幼稚園の2幼稚園を私立化することを計画しております。この第2期計画では、待機児童対策と増大する保育需要への対応を図るため、お子様を継続してお預かりしながら、幼稚園に保育所機能を加え、教育・保育を総合的に提供する幼保一元化施設とする方式で私立化を行うことといたしました。以上でございます。

あっ、失礼しました。今後のスケジュールについてお答えさせていただきます。今後のスケジュールにつきましては、平成27年1月から保護者、学識経験者及び市立幼稚園・保育所職員から成る習志野市立幼稚園・保育所私立化ガイドライン改定懇話会において、私立化の基本的な指針となる市立幼稚園の私立化ガイドラインの見直し作業を開始し、同年9月ごろから、このガイドラインに基づきまして移管先法人の公募選定を予定しております。その後、平成28年度において施設の整備等を行い、平成29年4月から移管先法人による運営を開始する予定でございます。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。もし、この移管先が公募がない場合、見つからない場合は、どのような状況で運営されていかれるのでしょうか、お尋ねいたします。

◎こども部長(早瀬登美雄君) はい。懇話会、ガイドライン策定懇話会の中でいろいろ協議をしていただきまして、ぜひ法人に手を挙げられるように、まずはそちらに全力をもって対応していきたいと考えております。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

済みません、再質問の順番を変えたいと思います。産後ケア対策についてお尋ねいたします。

産後ケア対策につきましては、本市も丁寧に長年にわたり、産後ケア対策という形ではありませんけれども、懇切丁寧にやってきていただいているということをおほども市長の御答弁からお伺いいたしました。そこで、習志野市においては、産後に家族からの支援がない妊産婦の現状についてお伺いしたいと思っております。

◎保健福祉部長(真殿弘一君) はい。産後の家族からの支援についての御質問でございます。

妊娠をされた市民の方もしくは妊娠後に本市に転入をされてきた方には、母子健康手帳の交付時等の機会を捉えまして、妊娠中や産後の不安、心配事について保健師等が聞き取りを行い、支援・観察が必要なケースに対しましては、その後の個別の母子保健活動や子育て支援のサービスへと結びつけております。

昨年度は、この妊婦相談を1,676件実施をし、そのうち要観察妊婦件数は217件、この中で産後に御家族からの援助を受けることが期待できないと、こういう不安を訴えておられた方は24件ございました。この24件の中で、全く御家族やパートナーの方がいない、おられないと、お母さん一人で子育てをしなければならない、こういう方はわずかでございまして、大半の方は御家族やパートナーの方がおられましても、遠方にお住まいだったりお仕事が忙しかったりして、産後の援助が期待しづらいと、こういうものでございました。

そこで、このようなケースに対しましては、ママ・パパになるための学級や個別面接に御家族やパートナーの方も呼びをしまして、お母さんと生まれてくるお子さんの産後の生活について具体的なイメージが持てるよう支援をしております。特に、妊娠中に女性ホルモンの変動の影響で一時的に精神状態が不安定になったり、産後に体力を回復するための十分な休養が必要であったりすることを御家族やパートナーの方に御理解をいただくことにより、産後の援助に結びつけられるよう助言をしております。

また、御家族やパートナーの方による直接的な援助がそれでもなお困難であるという場合におきましても、ファミリー・サポート・センターの家事支援を御活用いただくようするなどして、産後のサポートを支援する体制をとっております。

このような母子保健活動を中心とした支援によりまして、昨年度、産後の御家族からの支援に対する不安を訴えられていた24件の妊婦相談のうち、7件は要観察の状況を脱しております。そして、10件が現在も母子保健活動による支援を継続中でありまして。さらに、産後の養育に大きな課題がある場合には、こども部、保健福祉部が連携をして、随時の訪問により、重点的、集中的に支援を行う養育支援家庭訪問事業につなげております。昨年度は、24件のうち2件について、この事業による支援を実施をいたしました。今後も引き続き、妊娠中から個々の状況を丁寧に把握をして、産後の母子の保健や子育てに必要な体制が整えられるよう、お一人お一人に合わせた支援を行ってまいります。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

実はなぜ今、産後ケア対策が大切であるかということが国の少子化対策検討会議の中でも話題になっております。昨日も虐待に対する御質問が出ていたかと思えます。まずは虐待に行く前、この部分を予防する取り組みが大変重要であるということの視点であります。

子どもの人口が減少しているにもかかわらず、児童虐待の相談件数は年々ふえております。私たちがマスコミ・ニュース等でさまざまな嫌な思いをするようなニュースを見受けております。厚生労働省によりまして、2011年度に虐待死した子どものうち、ゼロ歳はその43%を占めております。深刻な事態に至る以前の発生予防が重要である、この視点から産後ケアという体制が大事である。本市でも、先ほども申しましたが、切れ目なく支援をしていただいているご報告をいただいております。

しかしながら、まだ声を上げない子育て家族、そして連携がとれずに支援網から取りこぼされるケースが多いということもありまして、厚生労働省は、本年度から総合的に切れ目なく子育て支援をするフィンランドの支援制度「ネウボラ」を参考にモデル事業が始まりました。既に30市町村が参加の意向を示しております。千葉県の中では浦安市が手を挙げて、今その取り組みを開始したところでございます。浦安市長のブログを拝見いたしますと、本当に積極的にこの問題に取り組みたいと、フィンランド大使館に赴き、フィンランドの子育て制度について詳しく聞き入ってきたということが書かれておりました。子育て王国を楽しみにしていただきという期待の声はブログの中にございまして、うれしい限りだなと思えました。

このネウボラとは、フィンランド語でアドバイスの場を意味する支援制度です。全ての子育て家庭に1人の保健師が妊娠期から就学前まで綿密に面接を行い、必要な支援につなげていくものであります。こうしたことから、本市でも行っております利用者支援事業、母子手帳交付、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援などの子育てスタート期の支援についての提供体制のあり方をもう一度見直し、ワンストップサービスとして全子育て家庭の切れ目ない支援の構築が今求められていると考えます。

こういうこともありまして、実は一つの例といたしまして、フィンランド人と結婚をされた方が東京に住んでおりました。お子様が重度のアレルギーをお持ちで、もう大変な思いをしていた。どこに相談していいかわからないというときに、御主人の出身地でありますフィンランドに行き、このネウボラを訪ねたところ、そこで詳しく、いろいろ面接をしていただき、そして専門的な医療へとつなげていただき、安心してそこで子育てができるようになりましたというようなことを言われている方がおりました。

そういった意味で、日本ではまだまだこういう網羅的な施策がつながって、子育て……、出産をすると、その後は医療機関、御自分で育てなさいよというような体制がまだまだ強いのかな。そういう形で、このモデル事業をしっかりと本市でも取り組んでいく必要があると考えます。

そして、まず総括的にでございますが、まず、これはワンストップサービスで取り組んでいただきたいことが1点。そして、その前に、先ほど市長の魅力あるまちづくりの中で申しましたが、まず、少子化対策、人口減少問題に絡みまして、全て、妊娠する前、まずは男女の出会いが今ないという中で、人口減少も問題になっております。まずは男女の出会い、そして妊娠、出産、子育て、一貫した、今このサービスが求められておりますけれども、こういう観点も踏まえまして、こども部としては今後どのような展望で習志野市の子育て支援を行っていくのか、最後にお尋ねいたします。

◎こども部長(早瀬登美雄君) 御質問は、一貫した子育て支援ということかと思えます。こども部としまして答弁をさせていただきます。

子ども・子育て支援新制度に伴い、こどもセンターやきらっ子ルームに子育て支援コンシェルジュを配置しておりますが、このことによりまして、地域の身近な場所に、子どもや子育てについて相談ができる存在が常時あり、困ったときにはまず行ってみよう、そんな地域に密着した支援事業を実施していくことが可能になると考えます。

昨今の複雑な社会状況の中で、これまで家族で行われてきた子育ての営みにおける伝承が滞り、虐待といった最悪な事態が増加する、このようなさまざまな負の連鎖を、社会支援により歯どめをかけていく必要がございます。未来のある子どもたちが、その子なりに健やかに育ち、孤立しない子育て環境の中で、安心して子供を産み、楽しく子育てができる社会の構築が重要になります。そこで、今後の子育て支援の展望といたしましては、真船議員御指摘のとおり、これから親になろうとする青年期から、親になり子どもが成人になるまでの間、継続して一貫したワンストップ支援が必要であると考えます。

これまで習志野市が実施してまいりましたさまざまな子育て支援施策に加え、子育て支援コンシェルジュの配置や、アプリを活用した情報提供など、新たな施策の展開を図りながら、継続と一貫した支援を目指し、点で支える支援から、線で支える支援のあり方について、関係部局とともに検討をしてまいります。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。御期待を申し上げます。

次に、新制度における放課後児童健全育成事業と放課後教室の取り組みについて、何点か質問をさせていただきます。

先ほど市長の御答弁のほうから、子ども・子育て支援事業計画における利用希望児童数の見込みと確保策について述べられておりましたけれども、この件についてお尋ね申し上げます。

◎生涯学習部長(広瀬宏幸君) 御質問の、5年間の利用希望児童数の見込みと確保策についてお答えさせていただきます。

今回の利用希望児童数と確保策につきましては、市内を7中学校区としてエリアを設定してつくり上げているところでございます。まず、子ども・子育て支援計画の最終年度である平成31年度におきましては、小学校6年生までの利用希望見込みが1,807人であり、それに対して1,982人分の児童を受け入れる施設を確保することとしてございます。そのうち平成27年度は、利用希望

の見込みが1,719人に対し、先ほど教育長答弁にございましたように、実籾・東習志野・秋津小学校の余裕教室3室分を確保することで1,492人分を受け入れることができるものとしてございます。残りの227人分は確保できないというふうに想定しているところでございます。そこで、この227人分につきましては、平成27年度、28年度から順次、学校等と協議する中で、余裕教室等の確保に努め、利用希望児童を受け入れることとしてございます。

なお、本市では、御案内のとおり小学校1年生から3年生までと特別な支援を要する6年生までの児童については、御希望により全入制をとっておりますので、平成27年度から制度改正が行われても、これを堅持してまいりたい、このように考えてございます。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

もう一点ですね、厚生労働省と文部科学省はこの8月に、日本の将来を担う子供たちの成長と女性の活躍を後押しする重要な政策として、放課後子ども総合プラン策定を求めてまいりました。このプランについて、趣旨、目的、また、あわせて習志野市はどのように捉えているのかお尋ねいたします。

◎生涯学習部長(広瀬宏幸君) はい。放課後子ども総合プランについてお答えしたいと思います。

まず、共働き家庭等の小1の壁を打開するとともに、児童が放課後、安全・安心に過ごすことができるため、放課後児童健全育成事業として、現在本市では放課後児童会を設置してございます。あと、この事業とともに、次代を担う人材を育成するため、共働き家庭等の児童だけではなく全ての児童を対象として、学習や体験、交流活動を行う事業であるところの放課後子ども教室、この2つの事業を、国では計画的な整備を進めることを目的として、総合的な放課後対策として放課後子ども総合プランとして示しております。国全体の目標としては、平成31年度までに放課後児童クラブを約30万人ふやすこと、全小学校区で放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的または連携して実施し、うち1万カ所以上を一体型で実施すること、学校施設を徹底活用した実施推進、新たに開設する放課後児童クラブの約80%は小学校内で実施することとしております。

このような国の方針を受けまして、本市といたしましても、共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が放課後等に多様な体験活動ができる対策を講じる必要があると認識しておるところでございます。つきましては、放課後児童会につきましては目標設定ができてございますので、今後は放課後子ども教室の計画作成に着手してまいりたいと考えてございます。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。先ほど教育長の御答弁の中に、子ども広場事業、放課後子ども教室はありませんけれども子ども広場事業を行っておりますということでございました。この子ども広場事業を子ども教室として今後位置づけていくことができるのか、また、平成27年度からの取り組みについてお尋ねをいたします。

◎生涯学習部長(広瀬宏幸君) はい。現在、公民館で行われている子ども広場事業を放課後子ども教室として運用できないかという御質問だと思います。御質問にございました子ども広場事業でございますが、これは市内の7公民館で今実施しているところでございます。これを放課後子ども教室として位置づけることは、活動プログラムを企画するコーディネーターなどを配置すること、また、実施するに当たって運営委員会を設置することなどで子ども教室として運営することは可能であると考えてございます。今現在の段階では、具体的な実施方法をお答えできる段階ではございませんが、27年度の実施を見据えた場合、本市は子ども教室を実施していないことから、この子

ども広場事業を発展的に改編し、対応していくことは一つの判断ではないかと考えております。

しかしながら国は、先ほども申し上げましたけれども、放課後児童クラブと放課後子ども教室の密接な連携、実施に当たっての余裕教室の活用推進、この2点を掲げてございます。したがって、現在放課後児童会は、我が市では小学校の敷地内で全て実施しています。そういう面から、公民館や市民プラザで実施している子ども広場事業が将来にわたって国が意図する子ども教室に合致するのか、しないのか、その辺の見きわめが、今後必要になってきます。今後は、国からの通知や情報収集に努めるだけでなく、近隣自治体と情報交換をしながら、実施に向けて取り組みを進めてまいりたいと、このように考えております。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。本当に子どもたちの環境、取り巻く環境もこれからどんどん変わってまいります。一体化で、子ども児童クラブ、そして子ども教室を一体的に整えていくということでございます。まだまだこれからだと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、放課後子ども健全育成事業におかれましては、6年生までという拡大の中で、放課後児童指導員の待遇改善もしっかり行っていかなくてはいけないものと感じておりますので、保育士の確保、そしてまた放課後児童指導員の確保に全力を挙げていただきたい、そのように要望させていただきます。ありがとうございました。

次に、地域課題について再質問をさせていただきます。

まず初めに東習志野地域の学区変更でございます。今議会で実花学区、東習学区への学区変更の説明をいただきました。結果論をいただいたところでございます。もう結果が出ておりますので、余りとやかく言えることでもありませんけれども、あえて質問をさせていただきます。

実は私は、ユトリシヤマンションが開発されるとともに、保護者様のほうから、将来的に教室は東習志野小学校で足りるんですかという質問を何回も受けてまいりました。その都度教育委員会に聞いてまいりました。そのときのお答えは、大丈夫ですということでした。これは何回も議会で言ってることでございます。そのとき、ユトリシヤマンションの開発が明らかになった当時、大丈夫ですと言えた根拠、教育委員会は何をもって大丈夫ですと言えたのかお尋ねいたします。

◎学校教育部長(辻利信君) はい。マンション計画が明らかになった当時、東習志野地区の児童増の対応をどのように考えていたのかということについてお答えをさせていただきたいと思っております。

平成18年度当時、関係部局との協議では、当該区域における東習志野小学校への受け入れ状況につきましては特に問題はないとの結論に至っております。なお、教育委員会の児童数及び学級数の推計においても、東習志野小学校は平成18年5月1日現在、普通学級は18学級であり、平成24年度まで同じく18学級で推移するものと推計しておりました。また、実花小学校においても平成18年5月1日現在、普通学級は16学級であり、平成24年度は18学級で推移するといった推計が出ていた、そのようなことをもとにしてですね、今お答えしたようなことに基づいてるというふうに思っております。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。では、なぜ、東習志野地域において予想を超える児童増となったのかお尋ねいたします。

◎学校教育部長(辻利信君) はい。なぜ予想を超える児童増となったのかという御質問にお答えをさせていただきます。

予想を超える児童増となった理由としましては、東日本大震災の後、社会情勢の変化があった中、1点目として、マンション入居者の購入家庭において予想以上に学齢期を迎えるお子様が多かったこと。2点目として、少人数学級推進の結果、以前に比べ学級数増、学級数がふえ教室が必要になったこと。3点目として、東習志野小学校が本市東部地区の特別支援教育の中核校であり、その特別支援教育へのニーズの高さから、特別支援学級の増加により、普通学級として使用できる教室が限られていること等が考えられます。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。結果論ですので、これ以上は聞きません。やはり当初からの、地域のまちづくりのさまざまな課題に対するこども部、そして教育委員会、そしてまちづくりを進める市長部局において、しっかりとした対応が必要だったものと私は考えております。

次に、あたご橋交差点の十字路に関する質問をさせていただきます。

先ほど市長のほうからは、なかなか五差路を正規の十字路に改良することには困難があるということでした。

私、6月に2回にわたって、この地域調査をいたしました。1時間ぐらいの時間だったんですけども、やはり自動車の数が非常に多く、日曜日で午後3時から4時までの間に1,045台、そして自転車が173台、バイクが44台という形になっておりました。歩行者は若干少なく、そのときは37人、これは1時間の間です。もう一点は、平日に行いました。午後4時から5時、このとき自動車は1,241台、自転車が245台、バイクが22台、歩行者が66名と、これは素人調査でございますので若干誤差があると思っておりますけれども、やはり危険な箇所でございます。地域の方からは、なかなか正規の安全の十字路が厳しければ、ここの段差解消、それからたまり場、それから隅切りの確保、これに全力で取り組んでいただきたいと要望が出ておりますけれども、この点についてはどのような形になっておりますでしょうか。

◎都市整備部長(福島泉君) はい。このあたご橋交差点の課題につきましては、これまでも真船議員より問題提起をいただいていたところでございます。

御質問の3点でございますが、まず1点目の歩道段差でございます。あたご橋下の横断歩道へ歩道部からおける箇所、こちらの傾斜がかなりきつくなっております。したがって、これを緩やかなスロープの形状に改良する予定でございます。現在10月末を目指しまして準備中ということでございます。

2点目のたまり場でございますが、マラソン道路と、それから日立の用地の南側道路、市長の答弁ではマラソン道路の北側道路というふうに答えましたけれども、こちらの間にありますちょうど横断帯の中間地点となる場所でございますけれども、こちらは歩行者の待機場所を平たんに改良すること、あるいは車どめの設置のほかに横断歩道の線形を改良できるかどうかということで、現在、日立用地の開発事業との調整を図りますとともに、習志野警察署とも協議をいたしまして、できれば年度内には工事を完了させたいというふうに考えております。

それから、3点目の歩道部の隅切りでございます。これは交差点の北側になりますけれども、日立用地の開発事業区域でございますので、関係者であります日立、それから東京電力等と協議をしております。

いずれにいたしましても、早急に対応いたします。以上でございます。



◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。日立用地に関しましては開発予定があり、商業施設ができるという形で地元の説明会が来ております。非常に道路が煩雑になるということが予想されてまいりますが、市としてはどのような計画を聞いていて、今後どう対応されていくのかお尋ね申し上げます。

◎都市整備部長(福島泉君) はい。御質問の東習7丁目の日立用地のうち南西の角地にございます複合商業施設の計画、こちらにつきましては本年の8月19日に事業者から開発に関する相談が窓口にございました。本件に関しましては、住宅以外の建築物である、それから1,000平方メートル以上の床面積の計画であるということから、本市の開発事業指導要綱の適用となるということで、今月9日付で相談者に回答いたしました。その際には、交通量増加に伴う安全対策が必要であるということ、それから、近接するあたご橋周辺交差点の改良計画を私ども内部で検討中であるということ、したがって、この複合商業施設計画の具体化に当たりましては、本市と十分協議をするようにということで伝えてございます。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。どうぞ安全対策に十分配慮した指導をお願いしたいと思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。